

下田税務署より
おしらせ



平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

これまで個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方が対象とされていた記帳と帳簿書類の保存制度は、平成26年1月から所得の合計額にかかわらず、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方が対象となります。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。

詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。また、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。

平成24年分 確定申告会場について

来々年3月に行われる、平成24年分の確定申告の会場は、下田市民スポーツセンター・サンワーク下田（下田市敷根761番地）になります。

問合せ先 下田税務署 ☎0185

9月3日から12月21日まで
期限切れとなる
水道用水量器の交換をします。

上下水道課では平成24年度中に検定期間切れとなる水道用水量器（メーター）口径φ13mm、1、082個の交換業務を9月3日から12月21日の期間行います。

つきましては、下田市指定水道工事人（水道工事店）が該当するお宅を訪問し水道用水量器の交換を致します。

作業中は、何かとご不便、ご迷惑をお掛けしますが、御協力をお願いします。

なお、量水器より宅内側にあるバルブ等の修繕・取替につきましては、個人が負担する別途工事となります。また、量水器は無償の貸与品となっておりますので、大切に管理をお願いします。

水道ひとくちメモ

計量法により、水道用水量器の検定期間（使用期間）は8年と定められ、期限切れになるメーターは新検定品に交換しなければなりません。

適正な計量を行うために、検定期間が定められ、交換するものです。

問合せ先 上下水道課 ☎1200

水道管の
漏水調査を
おこないます



9月上旬から10月下旬にかけて下田市高馬、中、西本郷、東本郷地区の水道管漏水調査を行います。

上下水道課より委託を受けた調査会社が、昼間と夜間に行いますので、御協力をお願いします。

尚、調査員は市の腕章と、身分証明書を携帯しております。

問合せ先 上下水道課工務係

☎1200

全国一斉「高齢者・障害者の
人権あんしん相談」強化週間
〜ひとりで悩まず、電話してください〜

いじめやいやがらせ、虐待などに困っていたらお電話ください。

期間 9月10日（月）～9月16日（日）

時間 午前8時30分～午後7時

※ ただし、土日は午前10時～午後5時
主催 静岡地方事務局

静岡県人権擁護委員連合会

相談電話 ☎0570-003110